

議案第 7 1 号

小松島市火災予防条例の一部を改正する条例について

小松島市火災予防条例（昭和 3 7 年小松島市条例第 1 0 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

小松島市長 中 山 俊 雄

小松島市火災予防条例の一部を改正する条例

小松島市火災予防条例（昭和37年小松島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第18号の3ただし書中「安全装置」を「安全措置」に改める。

第5条第2項中「第3条第1項」を「第3条」に改める。

第6条第2項中「暖房」を「暖炉」に改める。

第18条第1項第1号中「（消防署長）」を削る。

第29条の5第1号及び第2号中「とき」を「とき。」に改める。

第29条の6中「（消防署長）」を削る。

第31条の2第1項第7号中「蒸留する」を「滞留する」に改める。

第31条の4第2項第9号中「措置する」を「設置する」に改める。

第35条第5号イ中「にあつては、80センチメートル」を「にあつては、60センチメートル」に改める。

第42条中「又はディスコ等」を「、ディスコ等又は個室型店舗」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。